

第5期嬉野市農業委員会  
第10回定例総会議事録

令和元年5月7日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第10回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
------	------	----	-----	------

報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	馬場下野中 田を畑に転換	R1.05.07	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	下野一本杉三 使用貸借権	R1.05.07	承 認
	2	久間明神竈 賃借権	R1.05.07	承 認
	3	久間一本黒木 外3筆 賃借権	R1.05.07	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩 1~18	久間明神竈 外33筆 使用貸借権・賃借権	R1.05.07	承 認
	嬉 1~13	吉田岡 外21筆 賃借権・使用貸借権	R1.05.07	承 認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	下宿山ノ成 外2筆 売買	R1.05.07	許 可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	久間八幡籠 外2筆 資材置場	R1.05.07	承 認
議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	下野四反田 外12筆 新幹線工事用道路他	R1.05.07	承 認
	2	下宿三本松 一般住宅	R1.05.07	承 認
	3	下野二本杉 外1筆 太陽光発電設備設置	R1.05.07	承 認
	4	下野一本杉三 太陽光発電設備設置	R1.05.07	承 認
	5	吉田平原 太陽光発電設備設置	R1.05.07	承 認
	6	吉田無量寺 太陽光発電設備設置	R1.05.07	承 認
	7	五町田一本松 外20筆 建売分譲住宅	R1.05.07	承 認
議案第7号		非農地証明願いについて		
	1	五町田辺田 駐車場敷地	R1.05.07	承 認
	2	下宿鷹ノ巣 駐車場敷地	R1.05.07	承 認

---

第5期嬉野市農業委員会第10回定例総会議事録

1 招集年月日 令和元年5月7日

2 招 集 場 所 嬉野市役所塩田庁舎 3-2会議室

3 開 会 日 時 開会 5月7日 午後1時30分 議長 川内 利光  
及 び 宣 告 閉会 5月7日 午後3時51分 議長 川内 利光

4 会議の公開の 非公開  
可否・理由 非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条  
第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員  
(農業委員)

議席 番号	氏 名	出欠	備 考	議席 番号	氏 名	出欠	備 考
会長	川内利光	出	議 長	7	原田謙次	出	
1	池田博幸	出		8	峰正己	出	事前審査班長
2	馬場みどり	出		9	中島文二郎	出	議事録署名
3	森和義	出		10	杉崎順憲	出	憲章朗読 議事録署名
4	西田昭義	欠		11	山口安則	出	
5	植松和幸	出		12	生田健児	出	
6	山口智佐代	出					

(職員等)

事 務 局 長	福田正文	次 長	井上章
主 事	永田良子	主 事	三根拓己
農 林 課 主 任	納富作男		

6 議事日程

- 第1 報告第1号 農地等形状変更届出について
- 議案第1号 農用地利用集積計画の解約について
- 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について







議 長

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

皆さんにお諮りします。利用権設定について塩田町の分整理番号1番から18番までについて を一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、異議なしと認めます。利用権設定について塩田町の分整理番号1番から18番までについて、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表1 ページ目から3 ページ目を御覧ください。

利用権設定塩田町の分整理番号1番から18番までについてです。

貸し手人は 北志田の ○○○○ 様、外16名様です。

借り手人は 西山の ○○○○ 様、外13名様です。

所在地は、大字久間 明神籠 ○○○番○、外33筆

地目は全筆、田 面積は合計で37,718㎡です。

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は2年から10年で、再設定と新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、塩田町の分整理番号1番から18番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から18番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について塩田町の分整理番号1番から18番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

議 長

次に、利用権設定について嬉野町の分です。

皆さんにお諮りします。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から13番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、異議なしと認めます。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から13番までについて、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表4 ページ目と5 ページ目を御覧ください。

利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から13番までについてです。

貸し手人は 東吉田の ○○○○ 様、外12名様です。

借り手人は 同じく東吉田の ○○○○ 様、外10名様です。

所在地は、大字吉田 岡 ○○○番、外21筆







.....  
議 長  
事務局

続いて、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。  
整理番号2番です。

貸付人は 下宿の ○○○○ 様、  
借受人は 同じく下宿の ○○○○ 様です。  
所在地は、大字下宿 三本松 ○○○番  
地目は田 面積は321㎡です。農地区分は、第3種農地  
用途目的は、一般住宅

事由は、申請地は、休耕地である。今後農地として利用することはなく、維持管理も困難である。区画整理も実施されているため、一般住宅として転用したいということです。

東は道路、 西は宅地、 南は道路、 北は宅地です。

親子間による使用貸借であるため、無償貸借です。

図面は17ページと18ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長  
地域担当

植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

農地ではありますが、区画整理をなされており、側溝、下水も引かれているため問題ないと思います。

議 長  
班 長

峰班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

区画整理をなされており、問題ないかと思えます。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....  
議 長  
事務局

続いて、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。  
整理番号3番です。

譲渡人は 福岡県小郡市の ○○○○ 様、及び 井手川内の ○○○○ 様、  
譲受人は 鹿島市の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 二本杉 ○○○番○ 外1筆

地目は畑 面積は合計で1,425㎡です。農地区分は、第2種農地  
用途目的は、太陽光発電設備設置

事由は、申請地は現在荒廃地となっており、地域に迷惑をかけている。土地の有効活用のため、太陽光発電設備設置用地として転用したいということです。

東は道路、 西及び南は雑種地、 北は宅地です。

譲渡価格は、反当たり96,092円、全体で136,931円です。

図面は19ページと20ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

植松委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

太陽光ですが、一度整地をなされていて割と平坦地であり、地形を変えないで設置をするということで、土砂の流失に関しても問題ないと思われま

議 長

峰班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

周りに家があるが、問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

続いて、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号4番です。

貸付人は 下吉田の ○○○○ 様

借受人は 同じく下吉田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 一本杉三 ○○○番

地目は畑 面積は5,911㎡のうちの1,034㎡です。

農地区分は、第2種農地

用途目的は、太陽光発電設備設置

事由は、太陽光発電設備設置場所を検討していたが、山林及び他の場所と比べると、申請地が南向きであり、電柱も近くにあることから、太陽光発電設備設置用地として転用したいということです。

全方位とも畑です。

使用貸借であるため、無償貸借です。

図面は21ページと22ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

植松委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

地形的に南向きで太陽光には最適なところ。1筆5,000㎡を超えるくらいの土地で、上の方の1,000㎡に設置するとのこと。勾配もあまりなく土砂の流出をないと思われま

議 長

峰班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

写真で見ると茶畑としていいところではありますが、行くまで軽トラックでも狭く、やっといけるところ。周りの茶畑も耕作放棄地であり、太陽光としては最適と思われま

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

続いて、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書12ページ、整理番号5番です。

貸付人は 東吉田の ○○○○ 様

借受人は 武雄市の 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字吉田 平原 ○○○番

地目は畑 面積は805㎡です。 農地区分は、第2種農地

用途目的は、太陽光発電設備設置

事由は、申請地は、現在耕作放棄地である。後継者不足により今後このまま農地として維持・管理が困難であることから、太陽光発電設備設置用地として転用したいということです。

東は畑、 西は里道・畑、 南は畑、 北は道路・畑です。

賃借料は、年間反当たり99,379円、全体で年間80,000円です。

図面は23ページと24ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

峰委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

周りは耕作放棄地で、先の一部お茶はありますが、特に問題ないかと思えます。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号5番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

続いて、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号6番です。

貸付人は 東吉田の ○○○○ 様

借受人は 武雄市の 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字吉田 無量寺 ○○○番、外3筆

地目は全筆、畑 面積は合計で1,591㎡です。 農地区分は、第2種農地  
用途目的は、太陽光発電設備設置

事由は、申請地は、現在耕作放棄地である。後継者不足により今後このまま農  
地として維持・管理が困難であることから、太陽光発電設備設置用地として転用  
したいということです。

東は道路・山林、 西は畑・山林、 南は畑、 北は山林です。

賃借料は、年間当たり50,283円、全体で年間80,000円です。

図面は25ページと26ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

峰委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

雨水対策が不十分ということで、前回の申請を取り下げられた案件でございま  
すが、災害対策として図面を修正し、誓約書を事務局に提出されております。

副 会 長

前回の申請よりも規模を縮小し、法じりのほうは控えて杭柵をするように修正  
されていますので、問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号6番について、原案どおり許可  
相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号6番  
については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

続いて、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号7番です。

譲渡人については 14ページをご覧ください。

五町田第1の ○○○○ 様、外10名様

譲受人は 佐賀市の 株式会社○○○○

代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地についても 14ページをご覧ください。

大字五町田 一本松 ○○○番○、外20筆

地目は田及び雑種地、面積は合計で9,760.86㎡、うち田9,755.28㎡  
雑種地、現況田5.58㎡です。

農地区分は、第2種農地、 用途目的は、建売分譲住宅

事由は、申請地近くには和泉式部公園、農村公園、小学校もあり、子育てによ  
い環境である。また特別養護老人ホーム、特別支援学校等もあり住環境が整って  
いるため、建売分譲住宅として転用したいということです。

東は境内地、 西は雑種地・池沼、 南は田、 北は道路です。

売買価格は、反当たり2,662,675円、全体で25,990,000円です。



だくため非農地証明をお願いしたいということです。

図面は30ページと31ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。  
森委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

議 長  
地域担当

この案件は、先月、審議の時に立ち会ってもらった〇〇さんが同時申請するべきだったが、していないとのことで、来月出してくださいと言ったところでの今回の申請となった。入り口の部分で特に問題ないと思います。

議 長  
班 長

峰班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。  
森委員の言われたとおり、特に問題ないと思います。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり非農地であると証明することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。整理番号1番については、原案どおり非農地証明することに決定しました。

議 長  
事 務 局

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。  
整理番号2番です。申請人の認識不足により、既に転用されて30年超を経過する案件です。始末書を付けての願い出です。

願出者は、温泉1区の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字下宿 鷹ノ巣 〇〇〇番

地目は畑 面積は445㎡です。用途目的は、駐車場敷地

事由は、平成元年に〇〇駐車場敷地として使用する際に、申請の手続きがしてあったかは当時の申請書類も処分され不明であるが、今後も駐車場等として利用するため、非農地証明をお願いしたいということです。

図面は32ページと33ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長  
地域担当

山口委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

場所は文化センター前の駐車場です。整備され駐車場の線を引いてあるため問題ないと思います。

議 長  
班 長

峰班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

写真で見れるとおり、以前〇〇駐車場に使用されており、申請があったかどうか分からない状態でした。今回確実に申請をしたということでした。問題ないと思います。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり非農地であると証明することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

